

第3章 緊急事態応急対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保
- 第3節 活動体制の確立
- 第4節 屋内退避，広域避難等の防護活動
- 第5節 治安の確保及び火災の予防
- 第6節 飲食物の出荷制限，摂取制限等
- 第7節 緊急輸送活動
- 第8節 救助・救急，消火及び医療活動
- 第9節 市民等への的確な情報伝達活動
- 第10節 業務継続に係る措置

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び原災法第15条に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 第1 警戒事態等発生の情報等の連絡
- 第2 応急対策活動情報の連絡
- 第3 一般回線が使用できない場合の対処
- 第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

第1 警戒事態等発生の情報等の連絡

- 1 原子力事業者からの警戒事態発生 of 通報があった場合
 - (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある場合又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、次に掲げる事項について県（知事）をはじめ、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。
 - ア 原子力事業所の名称及び場所
 - イ 事故の発生箇所
 - ウ 事故の発生時刻
 - エ 事故の種類
 - オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
 - カ その他事故の把握に参考となる情報
 - (2) 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者については、避難に時間を要することなどから、P A Zを含む市町村に対し、援護体制を迅速に行えるよう連絡する。
 - (3) 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

2 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生時の通報があった場合

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生時の通報を受けた場合、直ちに市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係周辺都県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文章をFAXで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。
- (2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市町村をはじめ官邸（内閣官房）、県及び県警察本部に連絡する。また、必要に応じPAZを含む市町村に対し、市民の避難準備を行うよう連絡する。
- (3) 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。
- (4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡する。
また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、UPZ内の市町村をはじめ国、県に連絡する。

放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

県は、施設敷地緊急事態発生事業所から事故の通報がない場合において、空間線量率を測定する固定観測局において $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の空間線量率の数値を発見した時は、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係市町村長に連絡するとともに、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害状況等の連絡

- (1) 原子力事業者は、市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡する。
- (2) 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時、連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- (3) 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時、連絡するなど、連絡を密にする。
- (4) 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- (5) 市は、国の現地事故連絡会議との連携を密にする。

2 原子力緊急事態宣言における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）

(1) 原子力規制委員会は，全面緊急事態が発生したと判断した場合は，直ちに指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

市は，国の現地対策本部，指定公共機関，県，指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに，オフサイトセンターにおいて，施設の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，広域避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより，常時，継続的に必要な情報を共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について，必要な調整を行う。

(2) 市は，オフサイトセンターの各機能班等に対し，市が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時，連絡する。

(3) 原子力防災専門官は，オフサイトセンターにおいて，必要な情報の収集・整理を行うとともに，緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者，関係機関等との連絡・調整等を引き続き行う。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

市は，地震や津波等の影響に伴い，一般回線が使用できない場合は，衛星通信回線及び災害情報システムを活用し，近隣市町村との情報収集・連絡を密に行う。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は，国，県，原子力事業者及び関係指定公共機関等が連携して実施する緊急時モニタリングに関し，職員を派遣するなど協力する。

また，オフサイトセンターに派遣した職員を通じて，屋内退避，広域避難，飲食物の摂取制限等の各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

第1 動員体制

第2 段階的な原子力事故対応

第3 事故対策のための警戒態勢

第4 原子力災害対策本部の設置等

第5 原子力災害合同対策協議会への出席等

第6 専門家の派遣要請

第7 応援要請及び職員の派遣要請等

第8 自衛隊の派遣要請等

第9 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

第10 防災業務関係者の安全確保

第1 動員体制

職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。

配 備 基 準		配 備 体 制	動 員 ^{注)}
フェーズ1	・環境への有意な放射性物質等の放出がない 事故・トラブル	連絡配備	防災・危機管理課 職員
フェーズ2	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が0.5 μ Sv/h未満の事故・トラブル	原子力 災害情報連絡会議	原子力 災害情報連絡会議の 構成員
フェーズ3	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が0.5 μ Sv/h以上、5 μ Sv/h未満の事故・ トラブル ・副市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	原子力 災害警戒本部	原子力 災害警戒本部の 構成員 事務局機能班の 構成員
フェーズ4	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が5 μ Sv/h以上（1地点） ・原災法第10条に基づく通報があった事故 ・市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	原子力 災害対策本部	原子力 災害対策本部の 構成員 事務局機能班の 構成員 各部職員の 50～80% 避難所指定動員 (職員150名規模)
フェーズ5	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が500 μ Sv/h以上の事故 ・原災法第15条に該当する事故		原子力 災害対策本部の 構成員 全職員

注) 職員の動員については、災害状況の推移に応じて、適宜配備数を増減し、効率的・効果的な対策を講ずることとする。各部・課では、指定された職員数を送り出せるよう、準備しておくこと。

第2 段階的な原子力事故対応

市は、原子力災害対策に当たり、原災法の対象となる事故だけでなく、それ以外の事故・トラブル等（以下、「特定事象に該当しない事故」という。）が発生した場合においても、状況を迅速に把握し、市民に対して的確な情報提供、注意喚起を行うなど、きめ細かな対応を図る。

このため、発生した事故・トラブル等に対し、その状況に応じて段階毎に分類し、それぞれに応じた対応を図る。

対応に当たっては、放射線量だけでなく、その時々市民不安の状況等も考慮して、県及び関係市町村と情報を共有しつつ、柔軟に対応策を決定し、市民の不安・動揺を少しでも緩和するとともに、必要な対応や体制に円滑に移行できるように備える。

原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（抜粋）

（事故・故障等の連絡等）

第17条 丁（「原子力事業者」）は、自己の原子力施設等において、次の各号に掲げる事故・故障等が発生したときは、甲（「茨城県」）、乙（「所在市町村」）及び丙（「隣接市町村」）に対し、その旨を直ちに連絡するとともに、その状況、原因、それに対する措置、環境への影響等について速やかに報告するものとする。

- (1) 放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- (2) 放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- (3) 原子力施設に重大な故障があったとき。
- (4) 事業所敷地内において火災があったとき。
- (5) 核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
- (6) 核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 前各号のほか、原子力施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

1 フェーズ1

環境への有意な放射性物質の放出がない事故・トラブル

この場合には、市は、原子力施設等の事故・故障等の状況、原因、それに対する措置、環境への影響等の情報収集を行う。市民への広報に関しては、基本的には行わない。

ただし、報道の反響、市民からの問合せ状況等を勘案し、広報を行う必要がある場合には、県等にデータ提供等の協力を依頼する。

【本市の主な対応】

- (1) 環境放射線の固定観測施設における観測データ等の確認
- (2) 県原子力安全対策課及び事事故事業所と連絡

2 フェーズ2

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル又は原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第 17 条第 1 項第 1 号，第 4 号，第 5 号に該当する事故・トラブル及び状況から放射性物質の環境への有意な放出は考えにくい，発災場所等から環境へ放出された放射線量の状況把握がすぐに出来ないもの（環境への放射性物質の放出状況や市長・副市長の判断に応じて，フェーズ 3，4，5 の対応へ移行する）。

この場合には，市民協働部長が「原子力災害情報連絡会議」構成員を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，環境への影響等の情報や今後の市の対応などを共有するとともに，市民広報を実施する。

「原子力災害情報連絡会議」は，市民協働部長が招集し，構成員は，資料 13 のとおりとする。

【本市の主な対応】

- (1) 環境放射線の固定観測施設における観測データ等の確認・監視強化
- (2) 県原子力安全対策課及び事故事業所と連絡
- (3) 気象情報等の確認
- (4) 市ホームページ，メール配信，水戸コミュニティ放送等を活用し，広く市民に広報
 < 広報内容 >
 - ① 事故を起こした施設及びその場所
 - ② 事故概要
 - ③ 放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響
- (5) 報道機関の対応

3 フェーズ3

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 以上， $5\mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル又は原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第 17 条第 1 項第 1 号，第 4 号，第 5 号に該当する事故・トラブル及び状況から放射性物質の環境への有意な放出が考えられるが，発災場所等から環境へ放出された放射線量の状況把握がすぐに出来ないもの（環境への放射性物質の放出状況や市長の判断に応じて，フェーズ 4，5 の対応へ移行する）。

この場合には，主管副市長が「原子力災害警戒本部」を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，環境への影響等について，報告するとともに，今後の市の対策を検討し，実施する。

「原子力災害警戒本部」は，主管副市長が招集し，構成員は，資料 14 のとおりとする。

また，市民への注意喚起のための広報を実施するとともに，市民総合相談窓口を設置する。

【本市の主な対応】

- (1) 環境放射線の固定観測施設における観測データ等の確認・監視強化
- (2) 県原子力安全対策課及び事故事業所と連絡
- (3) 気象情報等の確認
- (4) 市ホームページ，メール配信，防災行政無線，水戸コミュニティ放送，広報車等を活用し，広く市民に広報

《広報内容》

- ①事故を起こした施設及びその場所
 - ②事故概要
 - ③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響
 - ④注意喚起
 - ⑤市民総合相談窓口の連絡先
- (5) 要配慮者の配慮
 - (6) 市民相談窓口の設置
 - (7) 原子力資機材等の総点検

4 フェーズ4

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上（1地点）又は原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報があった事故。

この場合には，市長は「原子力災害対策本部」を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，水戸市の環境への影響等について，報告するとともに，今後の市の対策を検討し，実施する。

「原子力災害対策本部」は，市長が招集し，構成員は，資料12のとおりとする。

また，市民への注意喚起のための広報を実施するとともに，市民総合相談窓口を設置する。

国は，県と協力して「緊急時モニタリングセンター」を設置し，緊急時モニタリングを実施するとともに，県は「緊急医療センター」を設置する。

【本市の主な対応】

- (1) 環境放射線等の情報収集
 - ・ 固定観測施設における観測データ
 - ・ 環境放射線モニタリング調査結果
- (2) 県原子力安全対策課，事故事業所，周辺市町村等との連絡
- (3) 気象情報等の確認
- (4) オフサイトセンターの国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣
- (5) 原子力資機材等の総点検，準備及び配備
- (6) 安定ヨウ素剤の配布に伴う職員動員
- (7) 各避難所責任者への連絡及び開設に伴う職員動員

(8) 市ホームページ，メール配信，防災行政無線，水戸コミュニティ放送，広報車等を活用し，広く市民に広報

《広報内容》

- ①事故を起こした施設及びその場所
- ②事故概要
- ③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響
- ④注意喚起
- ⑤市民総合相談窓口の連絡先

(9) 要配慮者の配慮

(10) 市民総合相談窓口の設置

(11) 報道機関の対応

5 フェーズ5

環境への有意な放射性物質等の放出があり，県又は事業者のモニタリングステーション，モニタリングポストにおいて，空間線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上の事故又は原災法第 15 条に基づく全面緊急事態に該当する事故。

この場合には，市長は，迅速な市民への広報を心掛けるとともに，「原子力災害対策本部」を招集し，原子力施設等の事故・故障等の状況，原因，それに対する措置，水戸市の環境への影響等について，報告するとともに，避難指示，安定ヨウ素剤の服用，広域避難など今後の市の対策を検討し，実施する。

「原子力災害対策本部」は，市長が招集し，構成員は，資料 12 のとおりとする。

また，市民総合相談窓口を設置する。

市民への広報は，特に市民に対して注意喚起する重要性が高いことから，情報提供を迅速かつ確実に行うため，報道機関に対しても，できる限り同じ内容を報道するよう依頼する。

【本市の主な対応】

- (1) 環境放射線等の情報収集
 - ・固定観測施設における観測データ
 - ・環境放射線モニタリング調査結果
- (2) 県原子力安全対策課，事故事業所，周辺市町村等との連絡
- (3) 気象情報等の確認
- (4) オフサイトセンターの原子力災害対策合同協議会への職員の派遣
- (5) 避難指示，市外避難対応
- (6) 原子力資機材等の配備
- (7) 安定ヨウ素剤の配布
- (8) 各避難所の開設

(9) 市ホームページ，メール配信，防災行政無線，水戸コミュニティ放送，広報車等を活用し，広く市民に広報

《広報内容》

- ①事故を起こした施設及びその場所
- ②事故概要
- ③放射性物質の放出及び水戸市の環境への影響
- ④注意喚起
- ⑤市民総合相談窓口の連絡先

(10) 要配慮者の対応

(11) 市民総合相談窓口の設置

(12) 報道機関の対応

(13) 放射性物質の放出後，数時間内を目途に区域を特定し，広域避難等を実施

第3 事故対策のための警戒態勢

1 警戒態勢

市は，警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに，国，県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図り，警戒態勢をとる。

2 情報の収集

市は，警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合，原子力防災専門官，原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図り，事故の状況の把握に努める。

3 現地事故対策連絡会議等への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議等をオフサイトセンターにて開催し，これに市の職員の派遣要請があった場合には，あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

4 国等との情報の共有等

市は，派遣された職員に対し，市が行う応急対策の状況，緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整，情報の共有を行う。

5 警戒態勢の解除

- (1) 原子力施設の事故が終結し，災害応急対策が完了した又は対策の必要が無くなったとき。
- (2) 原子力災害対策本部が設置されたとき。

第4 原子力災害対策本部の設置等

1 原子力災害対策本部の設置

市は，内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は全面緊急事態に該当する事故の場合は，あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

2 原子力災害対策本部の廃止基準

- (1) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
 - (2) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- 3 他の災害対策本部等との連携
- 各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

第5 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者を出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング状況の把握、医療関係情報の把握、広域避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

第6 専門家の派遣要請

市長は、施設敷地緊急事態の通報がなされた場合、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請する。

第7 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は、消防機関と協議し、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関又は指定行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するとともに、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第8 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収を要請する。

第9 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、汚染廃棄物の処理や除染等の推進を行う。

第10 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防護対策

(1) 市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(2) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(2) 市は、県と連携又は独自に、職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 市の放射線防護を担う班は、必要に応じ、県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請する。

(4) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

(5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンターにおいて、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 屋内退避，広域避難等の防護活動

※本節の避難計画の詳細化等や安定ヨウ素剤の配布の具体化については、今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、追記する。

- 第1 屋内退避，広域避難等の防護活動の実施
- 第2 避難所
- 第3 広域一時滞在
- 第4 安定ヨウ素剤の予防服用
- 第5 要配慮者等への対策
- 第6 学校等施設における避難措置
- 第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置
- 第8 警戒区域の設定，避難指示の実効性を上げるための措置
- 第9 飲食物，生活必需品等の供給

第1 屋内退避，広域避難等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、屋内退避，広域避難等の防護活動を実施する。

1 屋内退避・広域避難等の基準

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「屋内退避」，「避難」又は「一時移転」の防護措置を講ずる。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <small>注1)</small>	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し，避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL2	地表面からの放射線，再浮遊した放射性物質の吸入，不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため，地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに，市民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1日内を目途に区域を特定し，地域生産物の摂取を制限するとともに，1週間程度内に一時移転を実施

注1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注3)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 原子力発電所の場合

(1) 市は、全面緊急事態発生時には、国、県の指示等又は独自の判断により、原則としてUPZ内における緊急的防護措置（屋内退避）を行うこととし、市民等にその旨を伝達する。

また、市は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、若しくは超えるおそれがあると認められる場合は、市民等に対する屋内退避、避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、広域避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

(2) 市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて、避難先や避難地域時検査の場所、災害の概要、その他の避難に資する情報を提供する。

また、市は、これらの情報について、国及び県に対しても情報提供する。

(3) 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等を行い、市民等の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、国及び県に対しても情報提供する。

(4) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は、受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

3 原子力発電所以外の原子力施設の場合

(1) 市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、国、県の指示等又は独自の判断により、市民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、広域避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。

(2) 市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供するものとする。

(3) 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等を行い、市民等の避難状況を確認するものとする。

(4) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は受入先の市

町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

4 屋内退避・広域避難等の実施方法

(1) 自宅等への屋内退避の実施方法

市は、防護対策実施区域内の市民に対し、自宅等の屋内に退避し、窓を閉めるなどの必要な指示を行う。

また、情報発信に当たっては、状況に応じた対処方法について、分かりやすく市民に広報する。

(2) 広域避難の実施方法

ア 避難所等への移動

市は、広域避難対象地域の住民に対し、「避難計画等の基本型」などあらかじめ指定した次の施設に移動するよう指示する。

また、移動に際し、携行品を最小限にとどめるよう指示する。

(ア)各地区毎の住民のための避難所

(イ)避難所に徒歩で移動することが困難な地域の住民のための集合場所

イ 留意事項

(ア)市は、広域避難の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。

(イ)市は、要配慮者に十分配慮し、徒歩又は自家用車による避難が困難な場合は手配した車両により搬送する。

(ウ)市は、避難者等の搬送の車両が不足する場合には、県に対し応援を要請するものとする。

(エ)市は、広域避難先の避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、市民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。

(オ)市は、学校、病院等の規模の大きな施設において広域避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮する。

(カ)市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所等における市民等の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期発見に努め、県に報告する。

(キ)市は、市民に避難方法や避難先などの情報をあらゆる手段を活用し発信する。

(ク)市は、避難者の安否確認（行方不明者等）に関する照会に対して、関係機関と連携し、行方不明者等の個人情報の取扱いに配慮し、可能な限り速やかに回答する。

第2 避難所

1 避難所の開設

市は、県と連携し、開設避難所等の広報を行い、市民等に周知徹底を図る。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難者の報告

市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、

国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

3 避難所の環境整備

市は、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

また、避難の長期化等に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

また、市は、県及び関係機関の支援のもと、避難所の施設に近接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

4 避難所の心のケア対策等

市は、避難所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するとともに、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

5 避難所における要配慮者等への配慮

市は、避難所を運営するに当たり、高齢者等の要配慮者や多様化する市民ニーズ等を踏まえ、男性、女性、性的マイノリティの方の視点を十分に配慮する。

例) 専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等

6 避難所における感染症対策

市は、避難所における感染症の発生を防止するため、国のガイドラインや県の「避難所感染症対策の手引き」等に基づき、居室の換気や定期的な消毒等を行うなど、避難所における感染症予防対策を講じる。

※ 新型コロナウイルス感染症の流行が収まるまでは、国が策定した「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づき、感染症対策を講じる。

第3 広域一時滞在

1 他の市町村，都道府県への避難

市は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，管轄する区域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，県内の他の市町村への避難について当該市町村と直接協議し，他の都道府県の市町村への避難については，県に対し，当該他の都道府県との協議を求める。

2 県への要請

市は，県に対し，必要に応じて，避難先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言を要請する。

第4 安定ヨウ素剤の予防服用

市は，原子力災害対策指針を踏まえ，国が決定した方針に従い，安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用に当たっての注意を払った上で，服用すべき時期及び服用の方法の指示，医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

第5 要配慮者等への対策

1 要配慮者等への配慮

市は，県及び関係機関と連携し，要配慮者及び一時滞在者が避難中や避難所生活において健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また，要配慮者等に向けた情報についても提供に努める。

2 要配慮者・避難行動要支援者に対する安全確保対策

災害時に自力で避難が困難になる，高齢者や障害者等の要配慮者に対し，避難誘導，安否確認，救助活動，搬送，情報提供，保健・福祉巡回サービスの実施，相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い，安全確保を図るとともに，必要な救助を行う。

(1) 安否確認，支援活動

災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を活用し，避難支援等関係者及びボランティア組織等の協力を得て，居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

また，あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

ア 避難行動要支援者への安否確認

市及び避難支援等関係者は，災害が発生し，又は発生する恐れがある場合に，避難行動要支援者名簿の情報等を活用し，迅速な安否確認に努める。

なお，平常時における名簿情報の提供に同意した者以外の避難行動要支援者については，市長が特に必要と認める場合において，名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

イ 避難行動要支援者への支援活動

避難支援等関係者は，避難行動要支援者の安否確認を行った際には，地域の防災活動拠

点施設である市民センターにその情報を集約する。

また、市及び避難支援等関係者は、市民センターに集約された安否確認等の情報や避難支援個別計画を活用し、支援活動を実施する。

ウ 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送は、避難支援等関係者等の協力を得るとともに、市有自動車、社会福祉施設所有自動車及び搬送等に係る災害協定締結団体等の所有自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

エ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

オ 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、市は、福祉避難所の食糧品の提供に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

カ 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

キ 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

2 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

3 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

第6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。

第7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させる。

第8 警戒区域の設定、避難指示の実効性を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難指示を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効性を上げるために必要な措置を講じるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第9 飲食物、生活必需品等の供給

1 物資の調達

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

2 物資の供給

市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

3 国への要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には物資関係省庁や国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期す。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第6節 飲食物の出荷制限, 摂取制限等

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、原子力災害対策指針に基づくOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講じる。

1 飲料水に関する措置

市長は、県からの指示に基づいて、当該区域内市民等の汚水水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講ずるよう指示する。

2 食糧等に関する措置

市長は、県からの指示に基づいて、当該区域内の市民等、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食糧等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるよう指示する。

3 飲料水及び食糧等の供給

市長は、県からの指示に基づいて、飲料水あるいは食糧等の摂取制限等の措置を指示したとき、又は団体等に対し直接指示したときは、防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食糧等の確保・供給に努める。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類, 穀類, 肉, 卵, 魚, その他	
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{注2)}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

第2 緊急輸送のための交通確保

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、県等の防災関係機関と調整の上、次の順位を原則として、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 市民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）災害応急対策要員（原子力災害現地災害対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

また、負傷者、避難者等の搬送時には、国のガイドライン等を踏まえ、感染症対策を講じる。

イ 市は、人員、車両などの調達に関して、関係機関のほか、国、自衛隊、海上保安庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。

ウ 避難対象区域を含む市は、人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会などの場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に接点連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

また、市、県及び道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車

両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

※本節の被ばく医療体制について、今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、追記する。

第1 救助・救急及び消火活動

第2 医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

1 円滑な活動

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

2 消防庁等への応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

3 緊急消防援助隊等への要請

市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、消防機関と協議し、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所など

第2 医療活動

市は、県が行う緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第9節 市民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

※本節の市民との情報共有等のあり方については、今後の原子力規制委員会の検討結果や県の地域防災計画の改定等を踏まえ、追記する。

第1 市民等への情報伝達活動

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

第1 市民等への情報伝達活動

1 的確な情報提供

市は、放射性物質及び放射線による影響は、五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、次の広報手段を効果的に活用し、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

(1) 防災行政無線

重要かつ緊急な災害情報を、防災行政無線を運用して、市民や被災者に広報する。

避難指示（緊急）を発令した場合には、防災行政無線から、サイレン音を吹鳴するなど、緊急性を伝える。

(2) 広報車による呼びかけ

通行の可否などの道路状況に応じて、必要な地域への放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ、広報を実施する。

(3) ハンドマイク等による呼びかけ

(4) ビラの配布

必要に応じてチラシ等を作成し、現地において配布又は掲示する。

(5) インターネット（ツイッター、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含む。）

災害に関する情報を、随時インターネットにより広報する。

(6) 立看板、掲示板設置

(7) 住民組織等による広報

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の各地区会等を通じ、災害情報を広報する。

(8) 水戸市メールマガジン登録者への災害情報の発信

(9) MCA無線機による災害情報の発信

(10) 緊急速報メールによる災害情報の発信

(11) ラジオにおける緊急割込み放送

(12) 災害情報共有システム（Lアラート）

避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、災害情報共有システム（Lアラート）に迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、県へ依頼する。

(13) その他

2 情報の一元化

市は、市民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

3 きめ細かな情報の提供

市は、役割に応じて周辺市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所など周辺市民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定を図るため、要配慮者、一時滞在者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等、避難者個々の状況に配慮した伝達を行う。

4 原子力関係機関との相互連絡

市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて、十分に内容を確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について国、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に情報共有を図る。

5 報道機関との協力

市は、情報伝達に当たって、災害情報システム、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時、入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

6 避難所等の連絡

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、市民等へ周知する。

第2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第10節 業務継続に係る措置

市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を市民等へ周知する。

なお、行政機関においては市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先する。

また、市は、業務継続計画等に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。